

外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)
 外為令別表の4の項(1)、4の項(3)及び8の項
 [電子計算機に係る技術]

提供技術名: IAR Embedded Workbench for RL78
 *詳細は別紙 I 参照

メーカー名: IAR Systems AB

型及び等級:

パラメータシート
 (コンピュータ・技術)
 様式: 該役コ-0

(1/1)

CISTEC 2021.1.27
 (令和3年1月27日施行政省令等対応)

| 判 定 項 番 | パラメータシート様式 |
|--|---|
| 《判定項番の選定と指定パラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、対応するパラメータシート様式の□にレ又は×を記したものです。 《外為令別表の4の項(1)、(3)》 1. 省令第16条第1項第六号、第3項第一号～第三号に掲げる技術 《外為令別表の8の項(5の項～15の項共通)》 2. 医療用に設計された装置に組み込まれたプログラム 《外為令別表の8の項(1)》 3. 省令第20条第1項に掲げる技術 《外為令別表の8の項(2)》 4. 省令第20条第2項に掲げる技術 《外為令別表の9の項》 5. 暗号機能に係る技術 | <input type="checkbox"/> 該役コ-4 <input type="checkbox"/> 0-01プ <input type="checkbox"/> 該役コ-8(1) <input checked="" type="checkbox"/> 該役コ-8(2) <input checked="" type="checkbox"/> 9の項のパラメータシート |

| | | |
|------|---|----------------|
| 判定結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | |
| | <input type="checkbox"/> 該 当 | 外為令別表 貨物等省令 |

作成年月日 2021年2月1日
 会社名 IARシステムズ株式会社

検討の結果、以上相違ありません。

外為令の該非判定用パラメータシート
 外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
 [非該当電子計算機等に係る技術]

提供技術名： IAR Embedded Workbench for RL78
 *詳細は別紙 I 参照

メーカー名： IAR Systems AB

型及び等級：

パラメータシート
 (コンピュータ・技術)
 様式: 該役コー8(2)

(1/2)

CISTEC 2021.1.27
 (令和3年1月27日施行政省令等対応)

| 質 問 事 項 | 区分 (注1) | | 回 答 | 備 考 |
|---|------------|---|---|---|
| | 技 | ブ | | |
| 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項に該当するものを除く。)であって、 | | | | |
| 一 加重最高性能が以下のいずれかのデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ ← 二へ | <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 以下の該当するものにチェックを入れること |
| イ 15実効テラ演算超～16実効テラ演算以下 | | | | <input type="checkbox"/> イ |
| ロ 16実効テラ演算超～29実効テラ演算以下 | | | | <input type="checkbox"/> ロ |
| 二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が15実効テラ演算超～29実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 |
| 三 加重最高性能が以下のいずれかのデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？ | ○ | | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 |
| 又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ ← 四へ | <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 以下の該当するものにチェックを入れること |
| イ 15実効テラ演算超～16実効テラ演算以下 | | | | <input type="checkbox"/> イ |
| ロ 16実効テラ演算超～29実効テラ演算以下 | | | | <input type="checkbox"/> ロ |
| 四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ | <input type="checkbox"/> はい |

[※]「付表の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表1に掲げられた技術をいう。

外為令の該非判定用パラメータシート
 外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
 [非該当電子計算機等に係る技術]

パラメータシート
 (コンピュータ・技術)
 様式: 該役コー8(2)

(2/2)

CISTEC 2021.1.27
 (令和3年1月27日施行政省令等対応)

| 質問事項 | 区分 (注1) | | 回答 | | 備考 | |
|---|------------|-----------------------|---|--|--------|-----------------------------------|
| | 技 | プ | | | | |
| 五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が15実効テラ演算超～29実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？ 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ≪六号、七号関連≫ 侵入プログラムに係る技術か？ 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものか？ ※「様式: 該役コー8(2)(別紙)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。 | | <input type="radio"/> | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 | 役務通達より | |
| | | <input type="radio"/> | <input type="checkbox"/> いいえ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 | | |
| | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←(判定)欄へ | | <input type="checkbox"/> はい ↓ |
| | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="checkbox"/> はい ←(判定)欄へ | | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ |
| | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="checkbox"/> いいえ | | <input type="checkbox"/> はい |
| (判定)以上の結果、省令第20条第2項に該当するか？ | | | <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | <input type="checkbox"/> 該当 | | |

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。), 「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される

作成年月日 2021年2月1日
 会社名 IARシステムズ株式会社

検討の結果、以上相違ありません。

外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)
 外為令別表の9の項及び15の項
 通信と情報セキュリティに係る技術

IAR Embedded Workbench for RL78

提供技術名: *詳細は別紙 I 参照

メーカー名: IAR Systems AB

型及び等級:

パラメータシート
 (通信と情報セキュリティ・技術)
 様式: 9-技(カバー)

(1/1)

CISTEC 2021.1.27
 (令和3年1月27日施行政省令等対応)

| 判 定 項 番 | パラメータシート様式 |
|--|---|
| <p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。</p> <p>【情報セキュリティ関連】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九 号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物 の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの</p> <p>【通信関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲 げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製 造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術。</p> | <p>様式9-技1情セ</p> <p>様式9-技1通信</p> <p>様式9-技2</p> <p>様式9-技3</p> <p>様式9-技4</p> <p>様式15-技</p> |

作成年月日 2021年2月1日
 会社名 IARシステムズ株式会社

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

IAR Embedded Workbench for RL78

提供技術名: *詳細は別紙 I 参照

メーカー名: IAR Systems AB

型及び等級:

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(1/3)

CISTEC 2021.1.27
 (令和3年1月27日施行行政省令等対応)

(注*1)

| 質問事項 | 区分 | | 回答 | 備考 |
|--|----|---|---|---|
| | 技 | ブ | | |
| 以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。 | | | | |
| 【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】 | | | 本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。 | |
| 第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等 | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等 | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？ | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。 | ○ | | <input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない |
| 「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。 | ○ | | <input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合) | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない |

(注*1)

| 質問事項 | 区分 | | 回答 | 備考 |
|---|----|--|----------------------------------|---|
| | 技 | プ | | |
| <p>第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号</p> | ○ | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| <p>第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二</p> | ○ | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| <p>第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号</p> | ○ | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| <p>第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二</p> | ○ | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| <p>第九号</p> <p>a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？</p> <p>(注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。</p> <p>b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置</p> <p>(注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。</p> | ○ | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | (★別紙暗プを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 () |
| | ○ | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |

| 質問事項 | (注*1) | | 回答 | | 備考 | |
|---|-------|-----------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--|
| | 区分 | 技 | プ | | | |
| 第九号の二 プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。 | | <input type="radio"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 | | <input type="radio"/> | | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 | | <input type="radio"/> | | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第十六号(暗号有効化技術) 第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 | | <input type="radio"/> | | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第十七号(暗号有効化プログラム) 第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 | | <input type="radio"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | いいえ | <input type="checkbox"/> はい | 1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要 |
| (判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか?(注*2) | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 非該当 | <input type="checkbox"/> 該当 | |

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成年月日 2021年2月1日
会社名 IARシステムズ株式会社

■対象製品

IAR Embedded Workbench for RL78

*以下の文字列およびその組み合わせの製品を含む

LE,

MB, NW, GL

FS, FS310, FS420

CRUN, CSTAT

R3, R12

例 : EWRL78-CSTAT-MB

USB Dongleは、別途USB Dongleのパラメータシートを参照すること

作成年月日 2021年2月1日
会社名 IARシステムズ株式会社